

社会保険、企業の規模要件を撤廃へ...?

いつもお世話になっております。

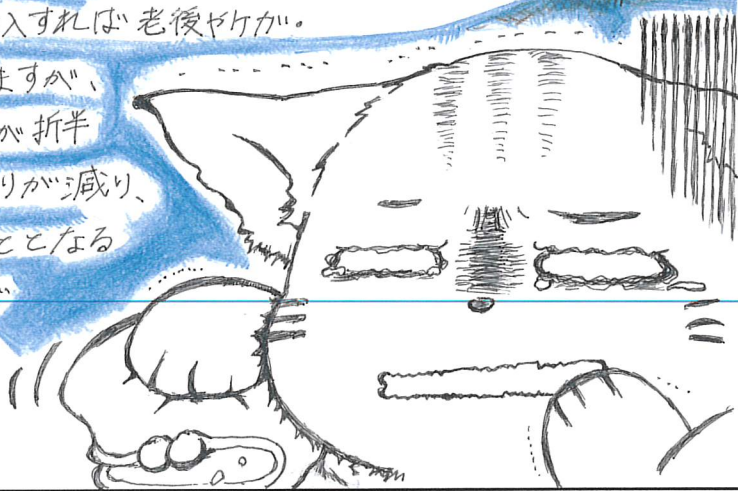
政府はパートやアルバイトの短時間労働者が厚生年金や健康保険に入れる要件を緩和する検討に入っているとのこと。

現在厚生年金に加入するためには被保険者101人以上の企業に勤務し、週20時間以上働いて月収が8.8万円以上等の要件があります。2024年10月に企業の規模を51人まで引き下げると既に決まっていますが、会議ではさらに、企業規模の要件撤廃の早急な実現を求めているとのこと。こうなると、新たに約60万人が適用対象になる見込みです。

労働時間が週20時間未満の労働者への適用拡大、さらに、5人未満の個人事業についても対象者拡大についても議論を進めるそうです。

複数の事業所で働く人に関しては労働時間を合算して要件を満たす場合に適用対象になるよう議論を求めているとのこと。社会保障審議会でも制度を詰め、25年の法改正を目指しています。

厚生年金と健康保険に加入すれば老後やけが、病気の際は給付が充実しますが、保険料は労働者と事業者が折半となるため、労働者は手取りが減り、事業者は負担が増えることなるため、理解を得ることが難しく感じます。



メールマガジン配信希望の方は下記のメールアドレスまでご連絡くださいませ。

〒631-0076
奈良市富雄北3-20-33-306
(有)ムシマル労務サービス
マツムラ社労士事務所

TEL 0742-47-5222
FAX 0742-47-5527
<http://www.musimaru.com/>
E-mail: musimaru@kcne.jp